

茨城県産木材の利用促進に関する指針

第1 目的

この指針は、県産木材の利用を促進し、循環型社会の構築と地球温暖化の防止に資するため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下、「法」という。）第 11 条第 1 項及び「茨城県県産木材利用促進条例（平成 26 年茨城県条例第 30 号。以下「条例」という。）」第 10 条の規定に基づき、必要な事項を定める。

第2 木材の利用促進の意義

森林は、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、県民生活及び県民経済の安定に重要な役割を担っている。

このような森林から生産される木材を利用することは、山村地域を中心に営まれる林業・木材産業を活性化させるとともに、「伐って、使って、植えて、育てる」という緑の循環を通じた適切な整備を促進し、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮に貢献する。

木材は、建築物などに利用することにより、長期間にわたって炭素を貯蔵できるほか、森林の伐採後に植林することにより再生可能であるなど、「カーボンニュートラル」の特性を有する。また、林地残材（立木を用材用の丸太として搬出した後に林内に残された枝・葉や根元部などの端材）や製材工場等残材（製材工場等から発生する樹皮や背板、のこ屑などの残材）などの未利用材は木質バイオマスエネルギーとして化石燃料を代替することができる。

これらのことから、引き続き、住宅や公共建築物等における木材利用を進めるとともに、これまで木材の利用が低位であった非住宅や大規模・中高層建築物及び木質バイオマス等における木材利用を促進していくことは、安心・安全な県民生活の実現や脱炭素社会の実現にも資するものである。

第3 木材利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 建築物等における木材利用の促進

(1) 公共建築物における木材利用

低層の公共建築物の木造化率は上昇傾向にあるものの未だ低位であることから、木材の利用拡大を図る余地がある。また、公共建築物は、広く県民一般の利用に供するものであることから、木材の利用促進を通じ、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。

このため、公共建築物について、率先して木造化及び内装等の木質化を促進するものとする。

特に、以下に該当する公共建築物については、積極的に木材の利用を促進する。

ア 地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く県民の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舍等

イ 地方公共団体以外の者が整備するアに準ずる建築物

広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所等

(2) 非住宅や大規模・中高層建築物における木材利用

近年は、強度等に優れた建築用木材である BP 材^{*}や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化などにより、民間建築物においても先導的な取組として大規模・中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このような状況から、公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅や大規模・中高層建築物を含め建築物全体における木材の利用を促進するものとする。

※BP (Binding (束ねる) Piling (重ねる)) 材：一般に流通する正角材を接着した構造用製材品。断面を大きくすることで、大規模や中高層建築物に使用できる高い強度を有する。

(3) 住宅における木材利用

木造の新設住宅着工戸数については減少傾向にあるものの、住宅分野は依然として木材の大きな需要先である。

このため、構造材はもとより、内・外装材に木材を活用した戸建て住宅及び共同住宅の建築を引き続き、促進する。

また、今後、増加が見込まれる住宅のリフォームの際には、木材の積極的な利用を促進する。

(4) 公共土木工事等における木材利用

公共土木工事等は、継続的かつ安定的な需要を確保できる上、木材の利用モデルとして民間工事への波及効果が期待できることから、自然環境等に配慮しつつ、間伐材をはじめとする木材を積極的に活用する。

(5) 木質バイオマスの利活用

木質バイオマスは、エネルギーのほか、新たな用途としての研究開発等も進んでいることから、その賦存量や安定調達等に配慮しつつ、利用の促進を図る。

2 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

非住宅や大規模・中高層建築物を含めた建築物全体における木材利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るため、関係者が一丸となって BP 材・木質耐火部材等の特性やこれらの建築物の設計・施工に関する情報提供、さらには研修等の実施に努めるものとする。

3 その他必要な事項

(1) 普及啓発

木材の利用が、県内の森林整備を促進し、森林の持つ多面的機能を発揮させることや、地域に根ざした木の文化について、ホームページやPRイベントを通じて普及啓発に努める。

特に、法第9条に定める「木材利用促進月間」及び条例第17条に定める「県産木材利用推進月間」である毎年10月に、市町村や関係者と連携・協力し、重点的な広報活動を実施する。

(2) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

県は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対して同制度の積極的な周知に努めるものとする。

また、県は建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定に定められた取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容についてホームページで公表するなど、情報発信するものとする。

(3) 関係者間の連携

建築物を整備する事業者や森林所有者、林業事業者、木材産業事業者その他の木材の供給に携わる者及び行政機関における情報共有を図り、木材がより安定的に供給できる協力体制を構築する。

また、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所をはじめ、国などの研究機関がつくば地域に数多く立地している本県の特徴を活かし、これらの研究機関及び民間企業等との連携を図り、木材の新規用途の開発などの取組を推進する。

第4 木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

1 原木の安定供給体制の整備

木材の利用を促進するに当たっては、川上側の森林所有者や林業経営体が、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させることを念頭に置きつつ、木材（原木）を安定的かつ効率的に生産し、搬出することができる体制を構築する必要がある。

(1) 森林経営の集約化の促進

地域における森林の管理経営をより効率的かつ持続的に行うため、所有面積が小規模・零細な所有者等の森林を経営規模の拡大に意欲的な林業経営体へ集約し、経営の合理化を図る。

(2) 高性能林業機械・スマート林業技術の導入の促進

木材をより安定的かつ効率的に伐採・搬出するため、ハーベスタ（伐木造材機械）やフォワーダ（走行集材機械）などの高性能林業機械の導入を促進し、低コスト作業システムを普及する。

また、森林クラウドシステムやドローンなどを活用したスマート林業技術の導入を促進することにより、現場管理の効率化等を図る。

(3) 林内の路網の計画的な整備

高性能林業機械や大型トレーラー等をより効率的に利用するため、林道や作業道等の林内路網や土場等の整備を促進する。

2 製材品等の安定供給体制の整備

木材の需要を拡大するためには、木材製造業者その他の関係者が連携し、市場のニーズに応じた品質・性能の確かな製材品等を安定的に供給する体制を整備する必要がある。

(1) 製材品の加工・流通施設等の整備

製材品の供給能力の向上を図るため、木材加工施設や製材倉庫などの流通施設の整備を促進するとともに、流通の円滑化を図るため、サプライチェーンの構築等により情報共有や連携の強化を促進する。

(2) 製材品の付加価値の向上

木材に付加価値を持たせるための乾燥機やプレカット加工機などのほか、大規模・中高層建築物をはじめとする新たな用途での活用が可能となる J A S 製品や集成材及び BP 材などの生産施設等の整備を促進する。

(3) 製材品以外の木製品の供給体制の整備

木質バイオマスボイラー等の燃料となるチップやペレットのほか、公共土木工事等への利用が見込まれる丸棒等の加工施設について、需要や賦存量を考慮しながら整備を促進する。

3 いばらき優良木材制度の活用等

県内において建築物の木造化・木質化を行う際に使用する木材については、県産木材を積極的に利用する。なお、利用する木材については、原則として、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成 18 年 2 月 15 日林野庁策定。）に基づき、伐採の合法性が証明された木材とする。

また、産地や品質が明らかな「いばらき優良木材^{*}」の利用に努めることとする。

※いばらき優良木材：県内の森林から合法的に産出され、日本農林規格（JAS）と同等の強度や品質を有すると茨城県木材協同組合連合会が証明した木材

第5 木材の利用の促進に向けた各主体の取組

1 県による取組

県が整備する公共建築物については、本指針に基づき、率先して、木材の利用の促進に取り組むとともに、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、木材利用の意義や事例等の情報提供を行うほか、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組むものとする。

また、関係団体等との連携を緊密にし、公共建築物を整備しようとする市町村や民間事業者に対し、木材調達に係る情報や木材利用に関する専門的な知見、木造化・木質化に対する支援措置を紹介するなど、木材の利用に取り組みやすい体制の整備に努めるものとする。

2 市町村による取組

市町村は、法第12条に規定する市町村の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「市町村方針」という。）に基づき、その整備する公共建築物における木材の利用の促進に積極的に取り組むほか、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、県の施策に準じて、木材利用に関する情報の提供や建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組むものとする。

また、県等との連携を緊密にし、市町村が単独で実施するものも含め、公共建築物の整備計画に関する情報を提供するなど、木材の利用に取り組みやすい体制の整備に努めるものとする。

3 事業者による取組

建築主となる事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、法第6条及び条例第5条から第8条の規定、さらには、法第10条に基づく基本方針及び本指針並びに市町村方針を踏まえ、その事業活動に関して、木材利用の促進に自ら努めるとともに、国、県又は市町村が講じる木材の利用促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 県民による取組

県民は、法第7条及び条例第9条の規定に基づき、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国、県又は市町村が講じる木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第6 県有建築物等の木材利用の目標

県有建築物における木材の利用の目標は、次のとおりとする。

- 1 別表の県有建築物の木造化・木質化の推進基準（以下、「推進基準」という。）を踏まえ、計画時点において、コストや耐火性等の技術面、その他やむを得ない理由により木造化が困難であるものを除き、原則として木造とする。

また、推進基準に該当しない大規模・中高層建築物についても、強度等に優れた建築用木材や木質耐火部材等を活用することなどにより、木造化に努めるものとする。

- 2 木造化が適当でないと判断された建築物であっても、木造と他工法による混構造による一部木造化に努めるほか、県民の目に触れる機会が多いと考えられる内装等において積極的に木質化に努めるものとする。
- 3 県有建築物における建築材以外の利用については、机・テーブル等の備品や文具等の消耗品に木製品の導入を推進するとともに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラー等については、その導入及び燃料のコストに加え、燃焼灰の処分を含む維持管理コスト、さらには燃料の供給体制等についても考慮しつつ、その導入推進を図るものとする。
- 4 公共土木工事においては、自然景観等に配慮しつつ、間伐材をはじめとする木材を積極的に活用するものとする。

第7 県の関係部局の連携

県は、茨城県木材利用推進会議及び同連絡会議を通じて、木材の利用促進と需要拡大に取り組むものとする。

別表 県有建築物の木造化・木質化の推進基準

区 分	木造化		木質化
	「防火地域・準防火地域」以外の地域	準防火地域	
1 庁舎、事務所等	3 階建て以下かつ 3,000㎡以下	3 階建て以下かつ 1,500㎡以下	居室等の内装 (地階・無窓居室 ・火気使用室を除く)
2 警察施設 (地区交番、駐在所等)			
3 学校 (校舎、体育館等)	2 階建て以下かつ 3,000㎡以下	2 階建て以下かつ 1,500㎡以下	床、天井、壁
4 文化施設 (図書館、美術館、 博物館、スポーツ施設等)			
5 病院、診療所、 福祉施設等			
6 共同住宅、寄宿舎 等			
7 倉庫等			
8 公会堂、集会場等	2 階建て以下かつ 200㎡未満 (客席床面積)	2 階建て以下かつ 200㎡未満 (客席床面積)	床、壁 (床面からの高さが1.2m以下の部分)
摘要	面積は棟ごとの延べ面積とする。 「7 倉庫等」については、高さ13m以下、そのほかの建築物は、高さ16m以下とする。 建築基準法第61条の防火地域を除いた地域とする。		